

定 款

株式会社 東京自働機械製作所

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社東京自働機械製作所と称し、英文ではTOKYO AUTOMAT-
IC MACHINERY WORKS, LTD. とする。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種機械および装置の製作設計加工修理販売
2. 各種工場設備類の設計工事請負
3. 不動産の賃貸
4. 前各号の事業に附帯する一切の業務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、400 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を
取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に挙げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は株式につき、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社は、定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。
3. 増員のため選任された取締役の任期は、現取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名と専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の権限)

第 26 条 取締役会は、法令または定款で定める事項のほか、当会社の業務の方針その他重要事項について決定する。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名捺印する。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規則)

第 32 条 取締役会に関しては法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、決議を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 36 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の権限)

第 38 条 監査役会は監査役全員で構成され、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名捺印する。

(監査役の報酬)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規則)

第 43 条 監査役会に関しては法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任および任期)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 配当金財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和 37 年 11 月 28 日改定
昭和 41 年 5 月 28 日改定
昭和 42 年 5 月 30 日改定
昭和 46 年 5 月 29 日改定
昭和 50 年 5 月 30 日改定
昭和 54 年 6 月 29 日改定
昭和 56 年 6 月 29 日改定
昭和 57 年 6 月 29 日改定
平成 3 年 6 月 27 日改定
平成 6 年 6 月 29 日改定
平成 14 年 6 月 27 日改定
平成 15 年 6 月 26 日改定
平成 16 年 6 月 29 日改定
平成 17 年 6 月 29 日改定
平成 18 年 6 月 28 日改定
平成 20 年 6 月 26 日改定
平成 21 年 6 月 25 日改定
平成 29 年 6 月 28 日改定
令和 4 年 6 月 29 日改定
令和 8 年 6 月 25 日改定